

逆潮流アグリゲーションおよび発電バランシンググループの設定方法 に関する取り扱いについて

2026年7月1日

沖縄電力株式会社

【逆潮流アグリゲーションについて】

- 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力（以下、「電源Ⅰ'」）につきましては、従来、発電設備等を特定した上で容量単位で入札（最低入札容量：1,000kW（送電端値））と定めておりました。
- 電力・ガス取引監視等委員会「制度設計専門会合」等での議論結果等を踏まえ、最低入札容量未満であるものなど、単体での入札が困難な発電設備等に関してはアグリゲーションを行うことを可能といたしましたので、本資料（P 1～P 3）にてその取扱いについて説明いたします。
- さらに、2023年4月より需給調整市場（三次調整力②）（以下、「三次②」）において逆潮流アグリゲーションの運用が開始されることに合わせ、電源Ⅱ' 低速需給バランス調整力（以下、「電源Ⅱ'」）へも適用しております。

【発電バランシンググループの設定方法について】

- 発電設備等で参加する場合、原則として、調整力契約を締結している発電設備等のみで単独でバランシンググループを設定していただく（以下、「単独BG化」）ことを条件として入札していただく必要があります。取り扱いの詳細につきましては、本資料（P 4～P 6）をご確認ください。
- なお、内容に関するご質問については、当社ホームページの問合せ専用フォームへお願いいたします。

※ 本資料における用語の定義については、当社が定める託送供給等約款および調整力募集要綱に準じるものといたします。

改定履歴

策定 2021年8月30日

改定 2022年7月 1日 電源Ⅱ'への逆潮流アグリの取扱いの追加による修正

改定 2026年7月 1日 「発電設備」を「発電設備等」へ修正

- 『一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方』(令和3年4月15日付経済産業省制定) およびERAB検討会にて2022年度に活用する電源Ⅰ'から逆潮流アグリゲーションの参入を認めることと整理されました。
 - これを受け、2021年度電源Ⅰ'公募より、以下の要件に該当する発電設備等に関し、最低入札容量以上となるよう、当該複数の発電設備等または当該発電設備等と需要抑制を実施できる需要者をアグリゲーションし、1案件として入札いただくことを可能といたしました。なお、2022年度調整力公募より、電源Ⅰ'公募に加え、新たに電源Ⅱ'公募へも適用しております。
 - ・ **契約受電電力※が1,000kW未満である発電設備等**
 - ・ **契約受電電力※または定格出力が1,000kW以上であっても、調整力提供期間を通じて最低入札容量(1,000kW)を供出できない発電設備等**（ただし、当該期間において、最低入札容量以上の調整力を供出できない理由を提示していただき、当社が認めた発電設備等に限ります。）
- ※契約受電電力:託送供給等約款に基づく契約上使用できる受電地点における発電量調整受電電力の最大値 (kW)
- アグリゲーションを行うには、同一の一般送配電事業者と接続供給契約又は発電量調整供給契約（以下、「発調契約」）を締結している必要があります。

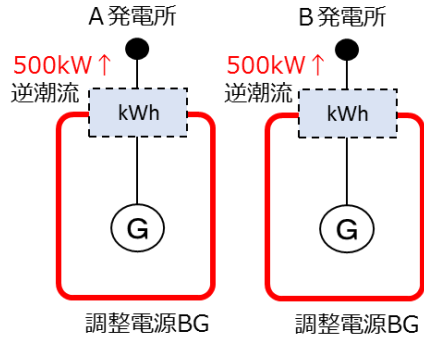
逆潮流（ポジワット） アグリゲーション要件を踏まえた具体例

2

■ 1 スライドの要件を踏まえた具体的なアグリゲーション方法は以下のとおりです。

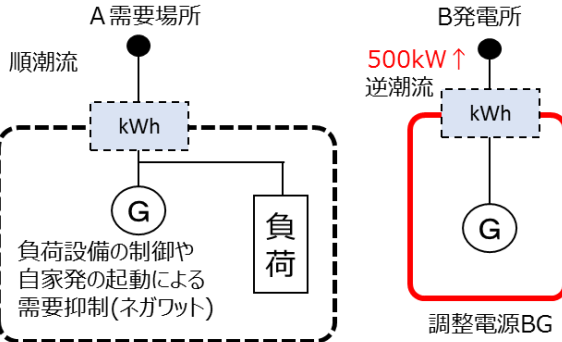
① 複数地点のポジワットアグリゲーション

例) 1 地点（発電所）にて最低入札容量を満たすことができない場合、当該複数の地点をアグリゲーションし、入札することが可能です。



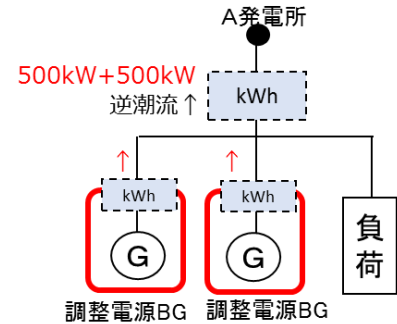
② ネガワットとポジワットのアグリゲーション

例) 1 地点（発電所）にて最低入札容量を満たすことができない場合、当該地点と他の需要場所をアグリゲーションし、入札することが可能です。（この場合、当該他の需要場所における供出電力に制約はありません。）



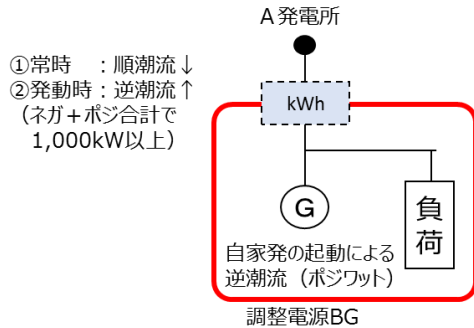
③ 同一地点におけるポジワットアグリゲーション

例) 1 発電所における発電設備（ユニット）単体では最低入札容量を満たすことができない場合で、当該発電場所における他の発電設備と組み合わせることで最低入札容量を満たすことができる場合は、これらを 1 案件として入札することが可能です。



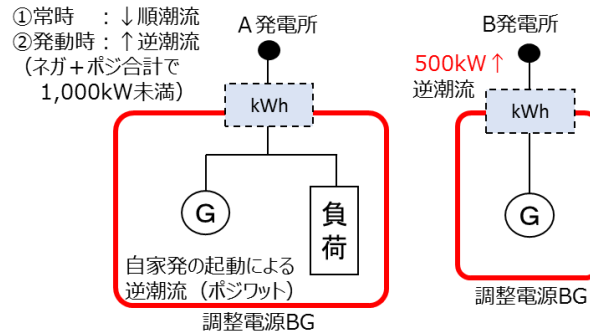
④ 同一地点でネガワット・ポジワットを供出するケース

例) 通常時は当社系統からの順潮流、発動時は自家発起動等により逆潮流となる地点において、ネガワット・ポジワットを組み合わせることで最低入札容量を満たすことができる場合は、当該 1 地点を 1 案件として入札することが可能です。



⑤ 同一地点でネガワット・ポジワットを供出し、さらに他地点でアグリゲーションを行うケース

例) ④のケースに関連して、1 地点においてネガワット・ポジワットを組み合わせても最低入札容量を満たすことができない場合は、他の 1 発電設備では最低入札容量を満たすことができない地点または他の需要場所とアグリゲーションし、入札することが可能です。



入札時の単位		地点単独での入札(他地点とのアグリゲーション不可)：ケース④				他地点とアグリゲーション：ケース⑤
当該地点の 供出電力	ネガワット	1,000kW以上	1,000kW以上	1,000kW未満	1,000kW未満	1,000kW未満
	ポジワット	1,000kW以上	1,000kW未満	1,000kW以上	1,000kW未満	1,000kW未満
	ネガ + ポジ計	1,000kW以上	1,000kW以上	1,000kW以上	1,000kW以上	1,000kW未満

同一地点のネガワットとポジワットを組み合わせた入札における調整電力量について

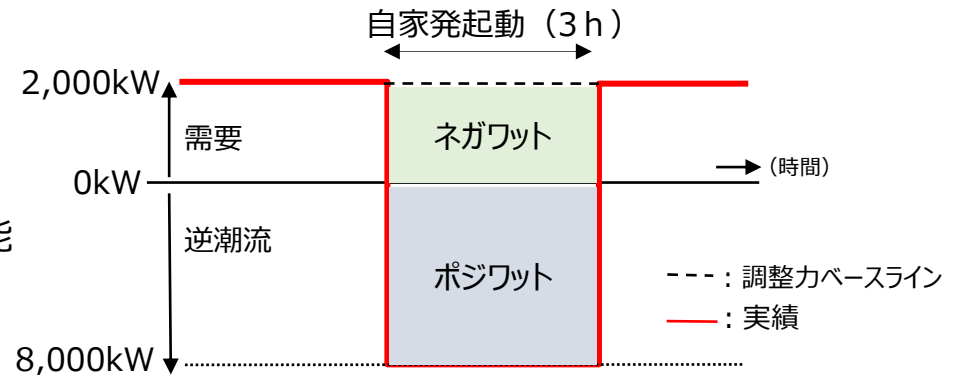
3

- 同一地点でネガワットとポジワットを供出する場合の評価方法は以下のとおりです。

- ・ネガワットについては、調整力ベースラインと需要実績量との差分を需要抑制(D R)の調整電力量とします。
- ・ポジワットについては、発電計画と発電実績量(逆潮流計測値)の差分を調整電力量とします。

【例】

- ・常時2,000kW程度の需要
- ・指令時:自家発(10,000kW)の起動により、需要が0kWとなり、かつ逆潮流8,000kWまで供出可能(需要および発電計画は0kWhで提出)



ネガワットとポジワットの評価について

※以下、算式においては分かりやすさのため1時間値を記載しておりますが、評価は30分コマ単位で行ないます。

【ネガワットの評価方法】

- ・需要ゼロまでは、これまでと同様に、調整力ベースラインと需要実績との差分を需要抑制による調整電力量(ネガワット)として算出します。

上記の場合、調整電力量(ネガワット) = 調整力ベースライン(2,000kWh) - 需要実績(0kWh)

【ポジワットの評価方法】

- ・逆潮流側は、発電計画と発電実績量(逆潮流計測値)の差分を調整電力量(ポジワット)とします。
- ・上記の場合、調整電力量(ポジワット) = 発電実績(8,000kWh) - 発電計画(0kWh)

【当該地点の評価方法】

- ・ネガワットとポジワットでそれぞれ算出した調整電力量の合計を当該地点の調整電力量として評価します。

調整電力量 = 調整電力量(ネガワット) 2,000kWh + 調整電力量(ポジワット) 8,000kWh = 10,000kWh

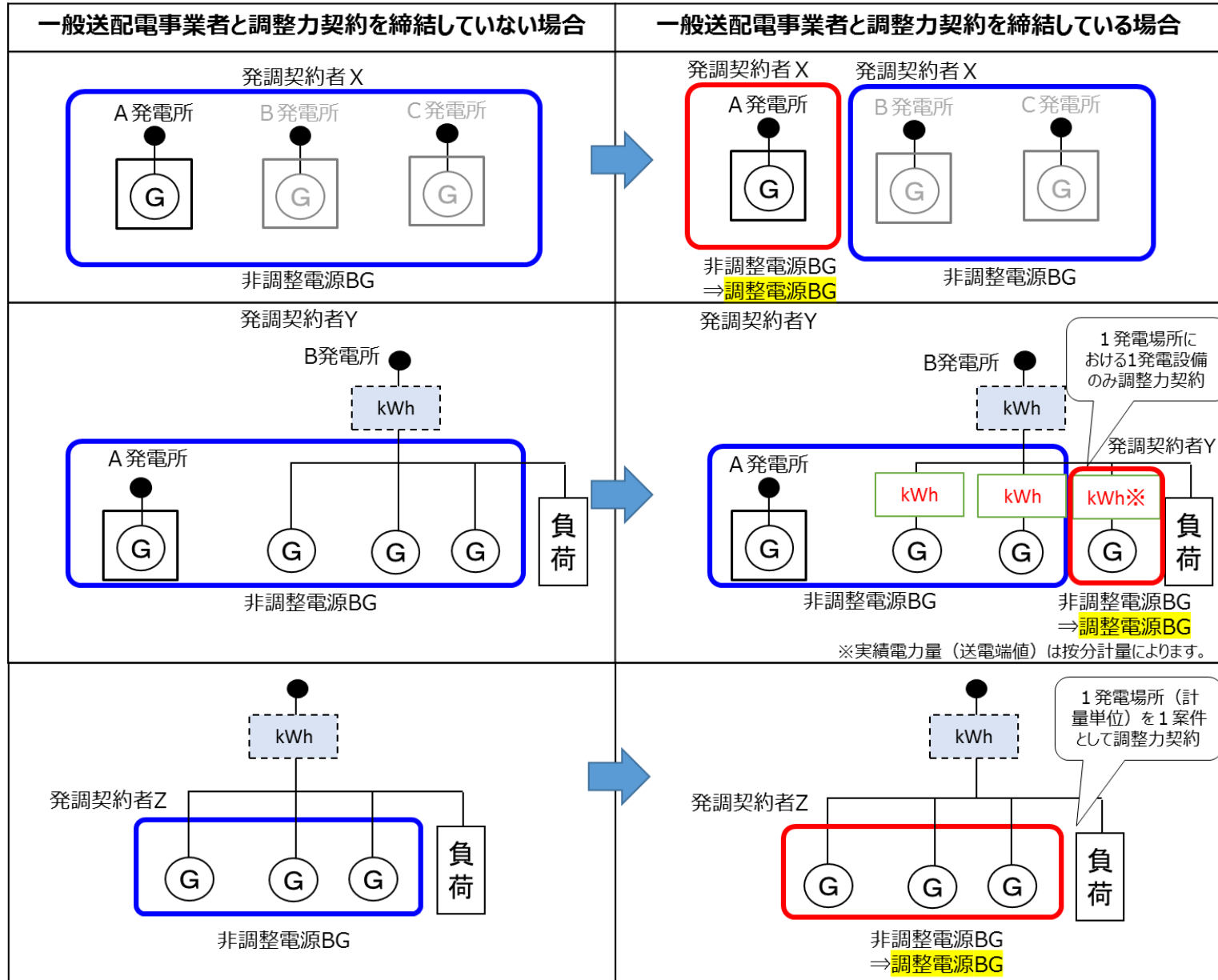
調整力公募における調整電源の 単独バランシンググループの設定(1/3)

- 調整力公募においては、原則として、調整力契約を締結している発電設備等のみで単独でバランシンググループを設定していただくことを条件として入札していただきます。(次頁参照)
- 単独BG化にあたっての小売電気事業者等との協議・調整は応札者にて実施いただき、契約締結までに合意を得ていただく必要があります。
- 単独BG化は、原則として、調整力提供期間の始期までに実施いただく必要があります。(電源 I ' 契約に関し、端境期の調整力提供に応じていただける場合は、その期間の始期までに単独BG化していただきます。)
- 電源 I 'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランシンググループの設定方法について個別に協議させていただきます。なお、当社との協議が整わなかった場合※、落札者とならない可能性があります。
※ 募集期間中にご相談の連絡が無い場合、募集期間×切間際の連絡となり協議時間が十分に確保できない場合を含みます。
- なお、逆潮流アグリゲーションにつきましては第11回ERAB検討会での整理に基づき、単独BG化が必須となります。

【参考：第11回ERAB検討会】

https://www.meti.go.jp/shingikai/energy_environment/energy_resource/011.html

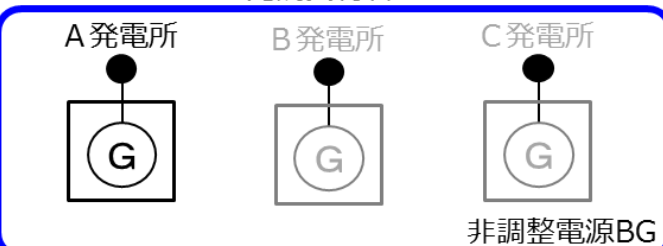
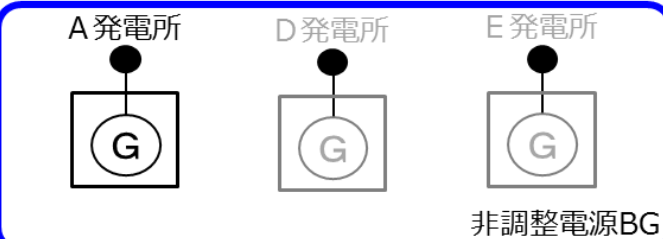
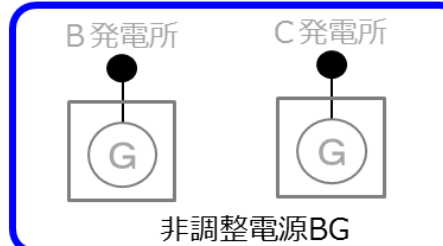
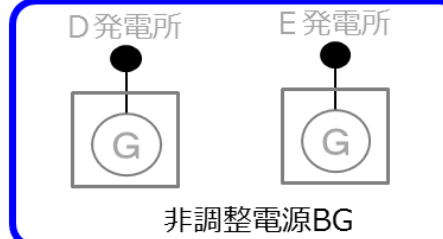
調整力公募における調整電源の 単独バランシンググループの設定(2/3)



調整力公募における調整電源の 単独バランシンググループの設定(3/3)

(部分買取の発電場所のBG設定について)

- 部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります（調整電源と非調整電源は別のBGとして設定）。

一般送配電事業者と調整力契約を締結していない場合	一般送配電事業者と調整力契約を締結している場合
発調契約者は複数の発電場所をまとめて発電BGを設定することが可能 例) A発電所は発調契約者X、Yが部分買取。 発調契約者X、Yはそれぞれ別の発電場所とあわせて非調整電源BGを設定 発調契約者X  発調契約者Y 	調整力契約する発電場所については、非調整電源BGから切り出して、単独で調整電源BGを設定 例) A発電所を調整力契約する場合 発調契約者X、YそれぞれがA発電所単独で調整電源BGを設定  発調契約者X  非調整電源BG ⇒ 調整電源BG 発調契約者Y  非調整電源BG ⇒ 調整電源BG 発調契約者X  非調整電源BG 発調契約者Y  非調整電源BG

以 上